

課外活動の在り方に関する方針

1. 課外活動の基本的な考え

課外活動は、学校教育の一環として行われるものであり、学生の自主性、協調性、責任感、連帯感の醸成のみならず学生自身の自己肯定感や多様な価値観を育成する場でもある。そのため学生にとって多様な学びの機会を提供する課外活動の教育的意義は極めて高い。さらに「豊かな人間性の涵養」を掲げる本校の学習・教育目標を達成する上でも重要な活動である。

また、課外活動は、学生の自主的な活動であることを基本精神としながらも、過度の負担による学習等への影響がないように配慮する必要がある。

2. 課外活動の活動時間

- (1) 春、夏、冬学期は平日 16:15～18:15
- (2) 秋学期、答案返却期間ならびに研修期間は 15:00～17:00
- (3) 土曜日、日曜日は 8:30～17:00 のうち 3 時間以内
- (4) 長期休業中は 8:30～17:00 のうち 3 時間以内
- (5) 各種大会の 1 週間前に限り、強化練習認定許可を受けることによって活動時間を 1 時間延長することが出来る。

3. 休養日の設定

- (1) 年間を通じて、平日 1 日以上、土曜、日曜のうち 1 日以上の週 2 日以上の休養日を設ける。
- (2) 祝日は原則休養日とする。
- (3) 試合等のため土日、祝日に活動した場合、1 週間以内に代休日を設ける。
- (4) 定期試験の 10 日前及び学校閉鎖期間のクラブ活動は原則禁止とする。

4. 活動計画の策定と活動実施報告

- (1) 各クラブの代表者は、顧問教員の指導のもと年間活動計画（練習、休養日、参加予定の大会等並びにオフシーズン）を校長に提出する。
- (2) 各クラブの代表者は、顧問教員の指導のもと毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、活動内容、休養日）を作成し、校長に提出する。
- (3) 年間の活動時間は原則 500 時間以内とする。500 時間の中で、適正に配分するように年間の活動を計画する。また、クラブ活動を行わないオフシーズンを連続した 2 週間以上設定する。
- (4) 校長は、提出された活動計画及び活動実績を確認し、クラブ等が過度な活動をしていると判断される場合には、当該クラブ等に対して速やかな改善を求める。

5. 課外活動の運営について

- (1) 体罰や活動の強要は、いかなる理由があっても決して許されるものではない。指導するに当たっては、集団・個人の希望や能力に応じた適切な指導に徹する。
- (2) 顧問は毎年度、指導に関する基本方針、年間活動計画、日常の活動時間・休養日を明確にして保護者に示すこと。